機能を維持するための付替工事は、法第３条第２号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当し、さらに、本体事業の施行により遮断される用排水路の従来の機能を維持するための付替工事は、法第３条第５号に掲げる土地改良区等が設置する用水路及び排水路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

2　法第20条第２号の要件への適合性

起業者である山形県は、既に本件事業を開始していること、一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされているが、本件区間は、一般国道の指定区間を指定する政令（昭和33年政令第164号）による指定を受けていない区間（以下「指定区間外」という。）であり、指定区間外の一般国道を都道府県が改築するためには、道路法第74条に基づく国土交通大臣の認可を受ける必要があるところ、起業者である山形県は、本件事業について、国土交通大臣の認可を受けたと見なすことができる、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第６条の規定による交付決定を受けていることなどから、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

3　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

一般国道287号（以下「本路線」という。）は、山形県米沢市を起点とし、長井市、寒河江市を経由し、東根市に至る延長82.1kmの主要幹線道路である。

本路線は、山形県内陸部を南北に縦貫する産業・経済・文化の交流を支える重要な路線であり、地域住民の通勤、買い物等の日常生活にも広く利用されている。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める車線幅員を全区間で満たしていないほか、最小曲線半径を満たさない区間が多数存在するなど、幹線道路としての機能が十分に発揮できていない状況にある。

本件事業の完成により、線形等の良好な道路が新たに整備されることから、安全かつ円滑な自動車交通が確保されるものである。さらに、一般国道13号等と一体となり山形県置賜地域の中心都市である米沢市、長井市及び南陽市の３市を相互に結ぶ交通ネットワークを形成することから、地域間交流の活性化等にも寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成28年３月及び平成28年９月に、任意で大気質及び騒音等の影響調査、動植物に関する調査等を実施しており、その結果によると、大気質及び騒音等については法令に定められた基準を満足するとされている。

また、上記の環境影響調査等によると、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地において、動物については文化財保護法（昭和25年法律第214号）における特別天然記念物であるカモシカ、天然記念物のオオヒシクイ及びオジロワシその他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているノダイオウ及びヒメミクリその他この分類に該当しない重要な種が確認されている。これらの種について、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響はない又は小さいとされている。

なお、本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が１箇所存在するが、起業者は、今後、山形県教育委員会と協議の上、必要に応じて発掘調査等を行い、記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、安全かつ円滑な自動車交通を確保することなどを主な目的とし、道路構造令による第３種第２級の規格に基づく２車線の道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、申請案のほか、申請案より北側を通過する案、現道拡幅及び一部バイパスルート案の３案について検討が行われている。

申請案と他案とを比較すると、申請案は、用地取得面積が最も多いものの支障物件数は最も少なく、申請案より北側を通過する案より東置賜郡川西町市街地、工業団地等に近接し利便性に優ること、現道の交通を確保しながら工事を行うことができるため現道拡幅及び一部バイパスルート案より施工性に優れていること、事業費が最も低く抑えられることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う一級河川及び用排水路付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

4　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

3⑴で述べたように、安全かつ円滑な自動車交通を確保することなどの必要があることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、米沢市長を含む自治体の長等からなる置賜総合開発協議会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　山形県米沢市役所

○東北地方整備局告示第百一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成三十年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月三十日

東北地方整備局長　津田　修一

一　道路の種類及び路線名

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所
一般国道	四号	一盛岡市上堂四丁目二七番二八まで 一番三から同市厨川一番三から同市厨川一番一一まで	岩手河川国道事務所 東北地方整備局及び同局

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成三十年四月六日